

# 所得税の確定申告 町県民税申告 **がはじまります**

所得税の確定申告等は、毎年1月1日から12月末までの所得に係る税金を計算して報告する手続きです。申告は税のほか、国民健康保険、介護保険の算定などに関連します。正しく申告しましょう。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ申告相談会場への来場を避け、電子申告または郵送での申告にご協力ください。**ご来場の際には、マスク等を必ず着用していただき、検温・手指消毒をお願いします。

入場制限等により申告相談を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。

会場	日時
神戸町役場 本庁舎2階 集会室	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日及び祝日を除く) 【受付】8:00～15:00 当日用入場券を配布 ※入場券の配布状況により上記より早く受付終了する場合があります。 ※例年早朝から来庁される方がありますが、上記時間より前には受付できません。ご了承ください。 【申告相談】午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～

譲渡所得(土地や株式等)等の分離課税申告、先物取引、FX、仮想通貨取引による収入の申告、初年度の住宅ローン控除を受ける方、新たに事業を始めた方、事業に伴う経費の算定が不明の方、青色申告、消費税、贈与税、相続税、雑損控除を受ける方、外国税額控除をされる方は、役場では受付できません。

大垣市民会館をご利用ください。

## 確定申告の際に必要なもの

○「確定申告のお知らせ」案内はがき(税務署から届いた方)

○申告書

お持ちでない方は会場に用意してあります。昨年申告された方は、申告書・収支内訳書等の控えをご持参ください。

○給与・年金所得の方は、令和4年分の源泉徴収票(原本)

○事業・不動産所得の方は、収支内訳書(帳簿)

○各種控除証明書

- ・社会保険料の支払いの分かる書類(国民年金保険料については証明書等)
- ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 など

○所得税の還付を受けられる方は、還付先の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義の口座に限ります。)

○筆記用具、計算機

○事前の準備

- ・申告会場の滞在時間短縮のため、「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は必ず事前に作成し、ご持参ください。

○本人確認書類(下記をご確認ください)

マイナンバーカードをお持ちの方

…マイナンバーカードの提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

…以下の①及び②の提示または写しの添付が必要です。

①番号確認書類:ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類  
※通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)等

②身元確認書類:個人番号の持ち主であることを確認できる書類

※運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳等

## 確定申告が必要な方

○給与所得

- ・給与収入金額が2,000万円を超える方
- ・副収入の所得金額が合計20万円を超える方
- ・2か所以上から給与があり、年末調整されていない給与の収入金額と各種所得金額との合計額が20万円を超える方

○公的年金収入

- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方または公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円を超える方

○事業所得等があり税額を計算した結果、納税の必要がある方

○多額の医療費を支払った方

※医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書は5年間、自宅等で保管してください。

○マイホームを住宅ローンで取得した方

○年の途中に退職し年末調整を受けていない方など

確定申告が不要な方でも、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(生命保険控除、扶養控除など)を来年度の町県民税に適用するためには、住民税申告が必要となります。

自宅から  
スマホやパソコンでe-Tax!

作成コーナー

検索



## 国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」 から申告書の作成・送信ができます！

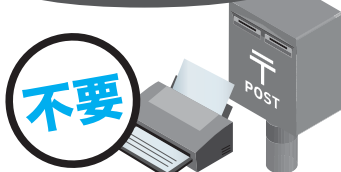
「確定申告等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。

### 「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



印刷・郵送代



添付書類



※一部の書類は除きます。

確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間を除きます。

還付金



3週間程度で還付！  
書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

- マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。
- 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## 税務署による確定申告は、大垣市民会館で受付を行います。

- 【会場】大垣市新田町1丁目2番地 ※昨年の申告会場（大垣市情報工房）から変更しています。
- 【期間】2月16日（木）～3月15日（水）（土・日及び祝日を除く） 午前9時～午後5時  
※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
※期間中は、大垣税務署内では申告相談を行いません。  
※大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- 入場整理券は、当日配布、またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りです。
- 【問合せ先】大垣税務署 ☎0584-78-4101（自動音声に従って「2」を選択）



▲LINE予約

お知らせ

## 確定申告会場を臨時開設します

- 令和5年1月1日現在で、神戸町に在住されている方の申告相談を臨時で開設します。
- 会場 神戸町役場 2階 集会室
- 期日 2月19日（日）及び2月26日（日）
- 受付 8：30～11：00 定員：40名 ※定員になり次第、受付は終了します。
- 申告相談 9：00～12：00
- ※会場には税務署職員は不在のため、国税に関する質問はお答えできない場合があります。

税務課 ☎27-0173